

## 豪州法に強くなる



### その3

最近京都議定書でも見られるように地球の温暖化に対して色々な対策を立てるよう各国で努力しております。しかし地球の温暖化と言いましてもどこに地球全体の大気温が上昇しているという証拠があるのでしょうか。先日、地球温暖化に関して、タウンズビルのジェームズクック大学で海洋学を専門にしているカーター教授の広開講義に参加してみたところ、地球の全体的な大気気温、地表気温は実際には下がりつつあると科学的に証明しておりました。また大気中での二酸化炭素の増加も決して大気気温を上げる要因にはならないと証明しておりました。

現在グリーンランドの氷河が溶けているとか、キリマンジェロの雪冠が小さくなっているとか、世界中のジャーナリストがスポット的にこれるの現象を捕らえ、あたかも地球は全体的に気温が上昇しているかのように言っているのは間違いであると証明しております。当然グリーンランドの海岸の氷河が溶けているのは周辺の海水の温度が氷河の温度より高いからであるから、当然の事でありませぬ。実際には年々グリーンランドの積雪量も増加しておりグリーンランドだけをとりまいてもグリーンランドは低温下の傾向にあるとの事のです。

それではどうして新聞、テレビ等のメディアは事実無根の事を作り上げ、二酸化炭素の排出量を下げような方向に世界を持って行こうとしているのでしょうか。基本的にメディアを影で操作しているのは、アメリカに在住しているユダヤ系の富豪であると思料されませぬがどうして彼らは地球温暖化を唱え二酸化炭素排出を下げよう仕向けているのでしょうか。小職が推測するに自分達の富を確保するために、中国やインドがアメリカや日本と肩を並べるようになっては困る、すなわち、低賃金で生産できる中国、インドの工業の発展化を押しさえようとしているのではないのでしょうか。オーストラリアが京都議定書に署名するかしないか、つまり、合意するかしないかはあくまでもアメリカとの政治的要因をかんがみながら、アメリカが支持するまま行動すると思われませぬ。

もしオーストラリアが合意し、署名すればオーストラリアの法律ではどのように議定書の内容を遵守させることができるのでしょうか。オーストラリアも当然民主主義でありますから、連邦の法律を変える、または作る際には、上院下院の通過が必要となります。

つまり内閣が国際条約に批准しただけでは、この条約をオーストラリア国民に強制する事は出来ませぬ。二酸化炭素排出制限を徹底する為には、排出制限法を国内で作成する必要があります。ここで考えなければならぬ事はオーストラリアは日本と異なり、連邦が法律を作る際には憲法で大きく制限されているという事です。警察や学校に関する法律を作る事は連邦議会には出来ませぬ。当然二酸化炭素を制限する法律を作れるとも憲法ではうたわれておりませぬ。本来ならば二酸化炭素制限法は州議会にあるはずでせぬ。しかし、憲法51条で国際関係に関して連邦議会が法律を作れる規定しております。よって連邦内閣が国際条約を批准すれば基本的にあらゆる国内法を連邦議会は作りあげる事が出来ませぬ。

州議会が連邦法に対抗した州法を作れば、連邦109条により州法は無効となります。つまり日本国がオーストラリア政府を政治的支配下におこうとすれば、日本国政府が作成した国際条約をオーストラリア政府に批准させればそれで用が足りるという事です。